

1. 補助要件

そもそも「ライダー補助金」とは・・・？

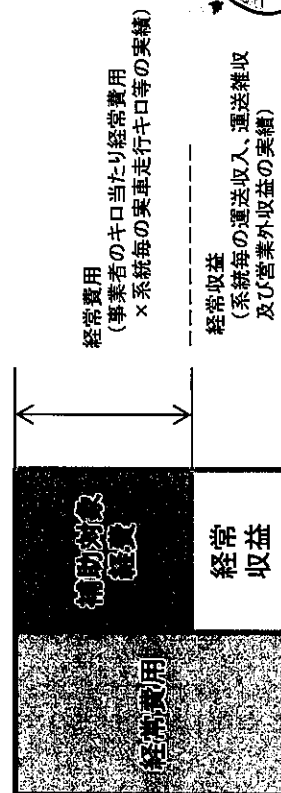
- 正式名称は「地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金」(通称:ライダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線システムを補完する、赤字の支線(ライダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法定協議会



補助率は・・・？

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出

※2 昨年度通知文 (<https://www.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf>) 参照



赤字(経常費用>経常収益)のシステムに対する補助金です。
(システム毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)



(案)

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

石地協第 1 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	石狩市地域公共交通活性化協議会
住 所	石狩市花川北6条1丁目30番地2
代 表 者 氏 名	会長 佐々木 大樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり
定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 石狩市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
石狩市を運行する公共交通の利用者は、人口減少などを契機として減少の一途を辿っており、北海道中央バスの石狩線は令和7年12月14日をもって、厚田線、石狩線（トーマン団地線）は令和8年3月31日をもって廃止となった。 また、石狩市全体の高齢化率は34.1%（令和8年4月現在）であり、高齢社会における地域住民の生活交通の確保が重要である。 このようなことから、事業採算性を意識しながら高齢者等の交通弱者の「生活の足」を確保するための、利便性が高く、将来に亘って持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。 また、石狩湾新港地域を運行する路線バスが令和6年3月をもって廃線となり、上記の石狩線、厚田線、石狩線（トーマン団地線）も廃線となったことから、これまで以上に通勤の足の確保について大きな課題が生じている。 そのため、石狩市本町地区及び厚田地区における移動需要並びに石狩湾新港地域における通勤需要に即し、かつバス交通に関する財政負担の軽減のため、幹線バス（北海道中央バス）との接続を目的とした、持続可能な公共交通体系を継続することにより地域住民等の生活利便性の向上を図ることを目的とする。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たり、以下の目標を設定する。 【目標】本町花川線、厚田花川線及び通勤デマンドの年間利用者数 令和9補助年度（令和8年10月～令和10年9月） 82,200人 【目標】公的資金が投入されている自家用有償旅客運送の収支率 令和9補助年度（令和8年10月～令和10年9月） 24%
(2) 事業の効果
・石狩市本町地区及び厚田地区における公共交通を維持することにより、高齢者等の交通弱者の買い物・通院や学生の通学に係る移動を確保することができる。 ・石狩湾新港地域における公共交通を維持することにより、車を持たない就業者の移動手段を確保し、地域雇用の創出に寄与することができる。 ・地域間幹線系統との接続により、広域的な移動を支援することができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
事業名：地域公共交通確保維持に関わる運行委託事業 実施主体：石狩湾新港地域公共交通サービス推進協議会 実施主体である任意団体から各交通事業者へ運行委託を実施する。当該事業に係る委託費等について、石狩市が補助金として実施主体へ支出する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
石狩市から実施主体への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費（費用総額：120,472,000円）から差し引いた金額を負担額とする。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
各路線において利用するデマンドシステムの利用実績に基づき利用者数及び収支率を測定する。またシステム上で乗降場の把握や利用者の年齢等も把握し、事業効果について検証する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
○令和7年4月24日（木） 令和7年度第1回石狩市地域公共交通活性化協議会 (1)【協議事項1】地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について (2)【協議事項2】地域公共交通活性化協議会事務局規程の新設について (3)【協議事項3】地域公共交通活性化協議会令和7年度予算（案）について (4)【協議事項4】役員の選出について ○令和7年6月23日（月） 令和7年度第2回石狩市地域公共交通活性化協議会 (1)【協議事項1】地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請（令和8年度補助年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請）について (2)【協議事項2】石狩庁舎以北の公共交通について ○令和7年8月21日（木） 令和7年度第3回石狩市地域公共交通活性化協議会 (1)【協議事項1】石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について (2)【協議事項2】本町花川線デマンド型交通事業について (3)【協議事項3】市内デマンド型交通事業のエリア拡大について ○令和7年9月10日（水） 令和7年度第4回石狩市地域公共交通活性化協議会 (1)【協議事項1】石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議） (2)【協議事項2】本町花川線デマンド型交通事業について（継続協議） (3)【協議事項3】市内デマンド型交通事業のエリア拡大について（継続協議） (4)【協議事項4】厚田花川線デマンド型交通事業について

○令和 7 年 10 月 28 日（火）

令和 7 年度第 5 回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （１）【協議事項 1】石狩庁舎以北の代替交通（修正案）について（継続協議）
- （２）【協議事項 2】厚田花川線デマンド型交通事業について（継続協議）

○令和 7 年 12 月 24 日（水）

令和 7 年度第 6 回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （１）【協議事項 1】地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
- （２）【協議事項 2】通勤デマンド型交通事業実装化について
- （３）【協議事項 3】浜益デマンド交通事業について
- （４）【協議事項 4】石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）及びシン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂について

○令和 8 年 1 月 26 日（月）※書面開催

令和 7 年度第 7 回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （１）【協議事項 1】石狩市地域公共交通利便増進実施計画（案）及びシン・石狩市地域公共交通計画（イシカリモビリティ 2030）の改訂について（継続協議）
- （２）【協議事項 2】地域公共交通確保維持改善事業（利便増進実施計画策定に係る事業）の事業評価について
- （３）【協議事項 3】本町花川線デマンド型交通事業の実装化について
- （４）【協議事項 4】浜益デマンド型交通事業の運行主体変更について

○令和 8 年 3 月 9 日（水）※書面開催

令和 7 年度第 8 回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （１）【協議事項 1】地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統維持に係る事業）の計画変更について

○令和 8 年 6 月 24 日（水）

令和 8 年度第 1 回石狩市地域公共交通活性化協議会

- （１）【協議事項 1】地域公共交通活性化協議会令和 8 年度予算（案）について
- （２）【協議事項 2】地域公共交通確保維持改善事業に係る計画認定申請（令和 9 補助年度地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請）について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・地域公共交通活性化協議会には各種団体の他、利用者及び住民を代表する委員に参加いただき、会議での議論を反映して計画を作成した。
- ・これまでも地域の要望に基づき、意見反映を随時行い改善に努めていく。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）石狩市花川北 6 条 1 丁目 3 0 番地 2

（所 属）石狩市企画政策部交通政策課

（氏 名）主任 氏家 峻

（電 話）0 1 3 3 - 7 2 - 3 1 9 3

（e-mail）ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

北海道	市町村名	市町村名	協議会名	年度	
				令和9年度	

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号)運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利用促進 特例措置	運送業務 特例措置	運行開始 の別	補助開始年度	基幹バスで該当 する案件(別表 7-9)	地域内フィーダー系統の基準適合(別表7・別表9・別表10)		基幹バスで該当 する案件(別表 7-9)
					起点	経由地	終点												
1	石狩市	石狩湾新港地域公共交通 サービス推進協議会	自家用有償旅客運 送	(1) 本町花川線	石狩	本町地区	石狩市幸前及び花 川南5条3丁目			293.0日	4,421.0回	○		区域型	令和8年度	① 幹線接続 北海道中央バス(株)43手稲線と「石狩市 幸前」・「花川南5条3丁目」の停留所で接続			
2	石狩市	石狩湾新港地域公共交通 サービス推進協議会	自家用有償旅客運 送	(2) 厚田花川線	道の駅石狩「あい ろーど厚田」	厚田地区	石狩市幸前			293.0日	3,820.0回	○		区域型	令和8年度	① 幹線接続 北海道中央バス(株)43手稲線と「石狩市 幸前」の停留所で接続			
3	石狩市	石狩湾新港地域公共交通 サービス推進協議会	自家用有償旅客運 送	(3) 通動デマンド(新港東エリア)	石狩市幸前	石狩湾新港地域	石狩湾新港地域			242.0日	2,178.0回	○		区域型	令和8年度	① 幹線接続 北海道中央バス(株)43手稲線と「石狩市 幸前」の停留所で接続			
4	石狩市	石狩湾新港地域公共交通 サービス推進協議会	自家用有償旅客運 送	(4) 通動デマンド(新港西エリア)	花川南5条3丁目	石狩湾新港地域	石狩湾新港地域			242.0日	2,178.0回	○		区域型	令和8年度	① 幹線接続 北海道中央バス(株)43手稲線と「花川南 5条3丁目」の停留所で接続			
5										日	回								
6										日	回								
7										日	回								
8										日	回								
9										日	回								
10										日	回								
11																			

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
北海道	石狩市	石狩市地域公共交通活性化協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外(人)	12,136 人
交通不便地域等(人)	2,722 人

交通不便地域等の内訳

人口(人)	対象地区	根拠法
1,638 人	旧厚田村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
1,084 人	旧浜益村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通利便増進実施計画	令和8年2月27日	令和 8 年度